

第12回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月9日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 いすみ市岬公民館 1階 大会議室
- 3 出席委員(12名)

2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄	4番 吉清 哲司
5番 池田 誠	6番 中村 好男	7番 三枝 正直
8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(1名)

1番 藤平 正一

- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画(案)についてその他

(開会 午後1時27分)

事務局 委員の皆様、ご苦勞様です。定刻前ですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

過日の長生・夷隅ブロックの農業委員、農地利用最適化推進委員研修会への出席いただきました委員の皆様、ありがとうございました。

最初に、本日、開催を予定しておりました農業者年金及び配布タブレットの活用に係る研修会ですが、農業委員会交付金等の会計検査が千葉県の関係機関で実施されることとなり、講師を依頼していた千葉県農業会議から研修会を中止したい旨の申し入れがありました。代替え講師の手配もできませんので、本日の研修会を急遽中止させていただきました。なお、総会の開会時刻については、招集告示が發布されておりますので、午後1時30分開会とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから令和4年第12回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、ご報告いたします。藤平会長ですが、現在、既往症の加療のため入院をされております。

本日の総会への出席はできないことから、議長を副会長にお願いすることとなりますので、ご承知おきください。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番、藤平委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは開会に際しまして、織本副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、織本副会長に議長をお願いいたします。

副会長 それでは、本日、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番、鈴木委員、議席番号13番、吉野委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件につきまして、ご説明いたします。

番号1は、先月審議した案件の再審査となります。

譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないため、譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。11月28日に行いました現地確認において、譲受人が耕作することを確認しております。

申請土地、若山字新田、地目、田、〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆の合計は〇〇〇〇㎡。

権利の内容は、売買による所有権移転で、図面番号は1です。

続きまして、番号2及び番号3は同一の譲受人による案件のため、まとめてを説明いたします。

番号2の譲渡人理由は、相続にて取得したものの、耕作出来ないため、番号3の譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。

申請土地、番号2、下布施字前殿台、地目、畑。〇〇〇〇㎡。番号3、下布施字前殿台、地目、畑。〇〇〇〇㎡。

権利の内容は、売買による所有権移転で、図面番号は2です。

以上で説明を終わります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

先程、事務局からの説明のとおり、11月28日、現地確認を行いました。譲受人に農地法第3条、よく説明したところ、納得していただきました。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 番号2及び番号3について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

番号2につきまして、事務局の説明があったとおり、譲渡人はこちらには住んでおらず、東京の方に住んでおまして、現地は隣接地を含めまして、牧草を作っておまして、問題ないものと思います。

番号3につきまして、地目は畑なのですけれども、竹などが生えてもいる状態です。先程と同様、隣接地を含めまして、譲受人が牧草を作っておまして、竹等を除去しまして牧草を作るということなので、特に問題ないものと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号でございますが、説明の前に訂正箇所がございます。申請土地の地目が畑となっておりますが、田に訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は荻谷天王下の田、〇〇〇〇㎡です。出雲大社の西側に位置します。図面番号3です。

当初計画内容、倉庫及び駐車場。当初許可年月日、令和元年7月2日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇。

変更理由、事業縮小により倉庫の必要性がなくなったため。

承継計画は専用住宅、〇〇〇〇㎡、駐車場、〇〇台、進入路〇〇〇〇㎡、

法面、〇〇〇〇㎡です。

本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号、番号3です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

借主は、現在自宅敷地内において製作業を主体とする製作所を父より引継ぎ、個人で経営しております。現在の居宅では手狭になってきたことから、父の所有する土地を使用貸借し、自己住宅と所有するトラック等の駐車場に転用する計画です。なお、専用住宅部分については、転用面積基準である建築面積の2/3以内を満たしております。

用水は市営水道。排水について、雨水、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和4年11月30日付けで道路占用許可申請済です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明については、地区担当であります、私の方からご説明いたします。

織本委員 前回は審査しての変更でありまして、事務局説明のとおりです。ご審議、お願いします。

議 長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたし

ます。

番号1及び番号2は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は、山田タタラ沢の田、〇〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇〇㎡です。山田六区ふれあいセンターの西側に位置します。図面番号4です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設作物物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は土砂等の利用による農地造成です。市道から6～7m下がった土地で農業機械が入れない耕作できない田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋め立ての事業計画は、最大5.2m、平均4.55mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、種子吹付けを行い土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、袖ヶ浦市のストック場から搬入する土砂9,000立方メートルを使用します。

権利の内容は、令和5年1月10日から令和5年12月25日までの一時転用を伴う使用貸借権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立条例について、令和4年11月28日付けで環境保全課に申請済です。

排水は雨水のみで、造成完了後の平坦部に防災小堤を設置し、法面部分に流出しないようにします。

農地復元後は、大根を作付けします。

番号3は議案第2号、番号1と同一案件のため、説明を省略させていただきます。

番号4、本件土地は苅谷王子の畑〇〇〇〇㎡で、夷隅中部土地改良区の北側に位置します。図面番号5です。

申請地は、宅地化の状況が、第3種農地の場合と同程度まで進んでいる

区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は貸家住宅、〇〇棟計〇〇〇〇㎡です。

申請地は幹線道路に近く、商業施設が建ち並んでいることから生活の利便性があり、貸家の需要もあると考えました。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、新設排水路を經由し既設排水路に放流します。

権利の内容は、交換による所有権移転です。前回総会、議案第1号、番号1の申請地と本件申請地を交換するものです。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について市建設課に申請予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

1番、2番ともに、隣接している一段の土地です。道路から、かなり窪地で谷津田となっていて、その埋め立てをすることで特に問題ないと思います。

それと、後背、すぐ隣接ではないのですが、河川が通っています。それについても、現場で河川について妨害の無いようにと話しをさせていただきました。かつ、土砂についても環境課の方で確認済ということで、問題ありません。この業者自体は、1年か2年前に同じ山田地区で埋め立てを行っていますが、いすみ市によりますと、きちんとしている事業者とのことです。以上です。よろしく審議願います。

議長 番号3及び番号4の補足説明については、地区担当であります、私の方からご説明いたします。

織本委員 事務局説明のとおりです。ご審議、お願いします。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度、第9次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年11月22日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は14ページに記載させて頂いております。

賃借権24件、貸付者24名、借受者12名、田、104,569㎡、畑、8,549㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、1名、田、5,652㎡を、出し手の承認を得たうえで配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は11月30日までに回答済の5件について、議案書17ページから20ページに記載のとおり報告させていただきます。

続きまして、令和4年10月6日開催、第10回いすみ市農業委員会総会にて審議いただいた、議案第6号、買受適格証明の件につきまして、報告いたします。

11月10日に願出人より、諸般の事情により、公売に参加をしなかった旨の連絡がありました。このことから、農地法第3条の許可申請はなされませんでしたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しま

した。

以上をもちまして令和4年第12回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局からご連絡をさせていただきます。

はじめに、1月の総会ですが、1月10日、火曜日、午後3時から、いすみ市役所3階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、12月21日、水曜日、22日、木曜日、23日、金曜日の3日間となります。現地確認につきましては、12月26日、月曜日、及び27日、火曜日、で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

また、本日中止となりました研修会については、後日、調整し実施したいと考えております。

次に記録活動簿ですが、本日、11月分をお持ちの方は、提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後1時57分)

議事録署名人

議長

3番委員

13番委員